

課題／目的

福島第一原発事故から放出された放射性物質による、人の健康または生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することが喫緊の課題。

福島県内で発生した除去土壌等を安全に集中的に管理する中間貯蔵施設を整備し、除去土壌等の輸送を実施するとともに、最終処分に向けた除去土壌等の減容・再生利用に関する技術開発を推進する。

- ・ JESCO法に規定された国の責務
- ・ 県内の仮置場及び除去土壌等の輸送量
- ・ 関係住民等の理解の醸成

インパクト

事故由来放射性物質による環境の汚染から人の健康又は生活環境に及ぼす影響を低減する。

- ・ 除去土壌等を可能な限り減容・再生利用した上で、県外で最終処分

インプット

【予算】 R5要求：178,646百万円、 R4：198,106百万円、 R3：187,241百万円、 R2：402,490百万円

アクティビティ

- ・ 中間貯蔵施設の整備等に必要な調査、用地の取得
- ・ 中間貯蔵施設の整備、管理運営
- ・ 特定復興再生拠点等で発生する除去土壌等の輸送
- ・ 県外最終処分に向けた除去土壌等の減容・再生利用に関する技術開発・実証
- ・ 関係住民等の理解醸成を目的とした丁寧な情報提供

放射性物質汚染対処特措法及び同法に基づいて策定された基本方針等に即し、国の責務として実施する事業である。

アウトプット

- ・ 特定復興再生拠点等で発生する除去土壌等の中間貯蔵施設への輸送・処理・中間貯蔵
- ・ 除去土壌等の着実な搬出により生活環境等への影響を低減
- ・ 減容・再生利用技術の確立、最終処分の方向性提示

- ・ 除去土壌等の中間貯蔵施設への搬入量
- ・ 減容・再生利用の基盤技術の開発を一通り完了

アウトカム

- 短期：除去土壌等の中間貯蔵施設への着実な搬入搬入した除去土壌等を安全に管理するための施設整備
- 中期：中間貯蔵施設の適切な維持管理  
除去土壌等の減容・再生利用の実施
- 長期：中間貯蔵開始後30年以内の県外最終処分の実現

- ・ 全国各地における再生利用の実施
- ・ 再生利用のための中間貯蔵施設からの搬出量
- ・ 減容化処理による最終処分量の減少量
- ・ 最終処分開始までの期間

本事業の範囲内